

控室

首都圏大学非常勤講師組合

東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会

TEL 080-3310-6910

URL: hijokin.web.fc2.com/

e-mail: daigaku_hijoukin@yahoo.co.jp

〒170-0005 東京都豊
島区南大塚 2-33-10
東京労働会館 5F
郵便振替口座
00140-9-157425
大学非常勤講師分会

早稲田で5年上限撤回の和解協定 3000人に無期転換の道開ける

2013年の3月から始まった5年上限・4コマ制限をめぐる労使紛争に関して首都圏非常勤講師組合・早稲田ユニオンと早稲田理事会は、11月18日に都労委で正式に協定が結ばれたことによって和解しました。和解の骨子は以下の通りです。

〔1〕日本語非常勤インストラクターについて

雇用5年上限を廃止し、70歳定年とする。非常勤講師全体に先行して昨年からの5年上限で解雇された講師も、来年4月以降の雇用希望者は再雇用していく。

〔2〕その他の非常勤講師について

〔1〕5年上限問題について

①2014年3月31日以前から勤務している非常勤講師については、5年上限を撤回し、大学・高等学院・芸術学校を問わず、雇用期間の上限を設定しない。

②2014年3月31日以前から勤務している非常勤講師については、改正大学教員任期法は適用せず、5年間勤務すれば、無期契約への転換を申し込む権利が生じる。この人数は早稲田大学によれば2600人に上ります(12月18日朝日朝刊)。

③契約の上で半年間の空白があってもクーリングによる雇用継続期間のリセットはしない。

④2014年4月1日以降に勤め始めた大学の非常勤講師は10年上限とする(組合は、改正大学教員任期法による改正労働契約法18条の例外には該当せず、改正労働契約法の通り、5年で無期転換申込権が生じると主張している。継続協議に)。

⑤2014年4月1日以降に勤め始めた高等学院・芸術学校の非常勤講師については、早稲田理事会は、5年上限を撤回していない。継続協議に。

〔2〕コマ数制限等について

コマ数の上限は、以前から10コマ以上の人は10コマ上限。9コマの人は9コマ上限。その他の人については今後は8コマ上限。10コマ上限による損失は、1年分だけ100%補償。商学部のチュートリアルイングリッシュ導入によるコマ減についても、一定の補償をする。Oさんには、今年の依頼を取り消した授業の賃金を100%払う。

〔3〕残る問題に関する組合の立場

①非正規労働者間の賃金格差の解消

偽装請負の疑いを労働局に指摘されて、2009年度から直接雇用になった日本語非常勤インストラクターの賃金は依然として非常勤講師の3分の1から2分の1のままであり、最優先で底上げに取り組みます。

②勤務開始時期・業務による雇用上限格差の解消

2014年4月1日以降に勤め始めた大学非常勤講師には10年、高等学院(高校)と芸術学校(専門学校)の非常勤講師には5年の上限が残っています。組合としては、後から勤め始めた大学の非常勤講師も5年で無期転換させるよう求めていきます。高校・専門学校については、他の組合と協力して上限を廃止させ、5年で無期転換の申し込みを認めるよう要求していきます。

③ マイナス回答を認めず、国籍による賃金差別を解消しよう

国籍による賃金差別については、労働基準法第3条違反の刑事告訴を継続し、団交で解決を迫ります。とりわけ、恣意的な日本人扱いで多額な損害が出た外国人講師の賃金差額分を請求します。また、外国人講師に対する出校手当の支給を求めます。

当面、外国人教員も含めて非常勤講師全体の賃金を2013年の水準から10%引き上げ、出校手当を月給に繰り込み、そのうえで外国人講師給に合わせて日本人の講師給を引き上げ、国籍による賃金差別を解消するよう要求します。

早稲田理事会は、今後は外国人講師給を日本人講師給に合わせて下げる(現職は昇給ストップする)ことを提案していますが、これではゼロ回答ならぬ「マイナス回答」です。

④ 組合間差別の解消

組合事務所などの未解決の残った要求については引き続き取り組みます。

早稲田の成果を全ての大学に広げ、数万人の無期転換の大雪崩を！

この協定締結により、早稲田大学だけで約3000名の非常勤講師に、改正労働契約法の趣旨の通り雇用の安定化が実現し、有期雇用から無期雇用に転換する展望が開けました。他の大学でも、早稲田と同様

の協定を結び、全国で数万人の非常勤講師の無期契約化を実現しましょう。

(1) 5年上限をすべての大学で一掃しよう

当初、全国的に、早稲田や阪大をはじめほとんどの主要大学で、雇用期間に5年の上限を設け、非常勤講師を大量に雇い止めにする事によって改正労働法による無期契約への転換を妨害することが通告または検討されていましたが、早稲田大学が5年上限の撤回を正式に認めたことによって、この計画はほぼ破綻しました。

しかしながら、都内のSK大学のように、今ごろになって、2013年4月1日から起算して非常勤講師に5年上限を通告するような周回遅れの大学もあります。油断せずに全ての大学で雇用上限を撤回させましょう。

(2) 法を潜脱するクーリング(雇用中断)計画にご用心

今回の早稲田大学と当組合の和解協定には、契約の上で半年間の空白があってもクーリングによる雇用継続期間のリセットはしないことが明記されています。これによって、契約中断期間を設けて、非常勤講師の無期転換申込権を予め奪うという、法を潜脱するやり方は不可能になりました。

しかし、いまでも、都内のST大学の一部教室のように、クーリング期間の設定によって、非常勤講師の無期契約化を妨害する動きがあります。このやり方については、これまで発覚して、組合が交渉したところではすべて撤回させています。水面下で進めている場合もあるので、動きがある場合は、すぐに組合に通報してください。

(3) 「偽装任期制」による無期転換妨害の不合理

一部の大手の私立大学は、改正大学教員任期法を利用すれば、改正労働契約法18条の適用除外となり、大学の非常勤講師には10年たたないと無期転換申込権が生じないと主張しています。

この点でも、早稲田大学との協定で、大学非常勤講師にも原則として5年で無期転換権申込権が発生することが認められたことには大きな意義があります。

大学教員任期法はもともと専任教員にだけ適用できる法律であり、改正大学教員任期法で、例外的に非常勤講師にも適用されることになり、その場合には5年ではなく10年たたないと無期転換申込権が生じないとされました。しかし、この法律が適用されるのは実態のある「教育研究プロジェクト」に属している非常勤講師(改正教員任期法4条3号)や、専任教員と共に「先端的、学際的又は総合的な教育研究」に従事する「教育研究機関」に所属する非常勤講師(同法4条1号)に限られています。専任教員にさえ任期法の適用がないのに、非常勤講師だけに勝手に適用するのは、「偽装任期制」であり、余りにも理不尽です。いずれの場合も、事前にきちんとした規則を定め、プロジェクト型の場合にはプロジェクトの詳細を明らかにする必要がありますし、該当者からは「個別の同意」を取らなければならないなど、厳しい制約が課されています。

当組合は、ほとんどの非常勤講師は、改正大学教員任期法による例外には当ては

まらず、5年で無期契約申込権が生じると考えています。

(4)専任教職員とも提携し、首都圏で少なくとも1000名の非常勤講師組合を！

早稲田の闘いの最大の勝因は、10数名しかいなかった組合の仲間を約150名にまで増やし、最後まで結束を崩さなかったことにあります。首都圏非常勤講師組合全体でも、この間に組合員数を1.5倍化し、500名に迫りつつあります。それでも、全ての大学で、5年上限を完全に阻止し、無期契約化を実現するためには、少なくとも1000人の組合が必要です。

また、この間、関西、沖縄、東海、東北など全国各地の非常勤講師組合や東ゼン労組(東京ゼネラルユニオン)などの関連労組と提携してきましたが、5年上限による雇い止めを完全に阻止するためには、専任の教職員組合や高校の教職員組合とも協力し、今まで以上に運動の輪を広げなくてはなりません。

多くの方が組合に加わり、力を貸して下さいようにお願いします。

カンパのお願い

早稲田問題で勝利でき、非常勤講師の生活をおびやかす5年上限や強制的なクーリングなどの不利益が全国に波及する動きをひとまずは押しとどめることができました。しかし、早稲田大学の全非常勤講師対象の大量宣伝や早稲田での大集会開催など、多額の費用がかかってしまい、組合財政は逼迫しています。いつもお願いばかりで恐縮ですが、今後の非常勤講師運動の発展のためにもカンパをお願いいたします。

カンパ送金先

※ゆうちょ銀行 00140-9-157425 大学非常勤講師分会

※ゆうちょ口座からの口座間送金も可能です 記号001409 番号157425

※他行から振り込む場合(手数料がかかります) ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキョウ)店 当座 0157425 大学非常勤講師分会